

参考 関連計画の整理

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）に適合するとともに、都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や市町村の都市計画に関する基本的方針と調和するものです。

また、これら以外でも、緑地の保全及び緑化の推進の観点からは、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）との整合を図るとともに緑の基本計画においても低炭素化の視点を盛り込む等、関連する他の計画との関係に留意する必要があります。

このように、本計画は、関連計画との整合が必要となるため、関連計画の内容を本章で整理するものです。

低炭素まちづくり計画

関連計画

1. 第二次守谷市総合計画
2. 守谷市都市計画マスタープラン
3. 守谷市環境基本計画
4. 守谷市緑の基本計画
5. 守谷市地域公共交通総合連携計画
6. 守谷市役所地球温暖化防止実行計画
7. 守谷市地域省エネルギービジョン
8. 子ども子育て支援事業計画

1 第二次守谷市総合計画（平成 24 年 3 月策定）

（計画期間：平成 24 年度から平成 33 年度）

（1）目的

「～緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや～」を将来都市像に掲げ、市の原風景である豊かな緑の保存，市民が主人公を基本とした協働による市政運営，支え合いの絆が育まれる地域づくりを目標に，誰もが「住んでよかった」と心から思えるまちづくりを進め，再度，住みよさ日本一のまちを目指しています。

（2）位置づけ

○基本構想

基本構想は，守谷市の 10 年後の将来像を明らかにするとともに，その実現に向けたまちづくりの基本姿勢や政策を定めるものです。

計画期間は，平成 24 年度（2012 年度）を初年度とし，平成 33 年度（2021 年度）を目標年次とする 10 年間としています。

なお，基本構想のうち，土地利用に係る部分を国土利用計画法第 8 条に基づく市町村計画として位置づけています。

○基本計画

基本計画は，基本構想で示した将来像を実現するための手段や施策を定めるものです。

計画期間は，平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までの 5 年間とします。

○実施計画

実施計画は，基本計画で示した施策を達成するために，計画的に実施する具体的な事業を示すものです。

行政評価制度に基づく事務事業評価により，毎年度，検証及び見直しを行います。

(3) 取り組み方針

表 9-1 基本理念と重点施策

まちづくりの 基本姿勢	具体内容
緑をつなぐまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全や防災・防犯対策の充実を図るとともに、市民意識の高揚と地域活動の活性化を進め、「安全・安心に暮らせるまち」を目指します。 ・市民一人ひとりが住み慣れた家庭や地域において、安心して自立した生活を送ることができる福祉環境づくりを進め、「健やかに暮らせるまち」を目指します。
人をつなぐまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに豊かな心が育まれる教育を進めるとともに、誰もが生涯を通して学習できる環境づくりを進め、「こころ豊かに暮らせるまち」を目指します。
絆をつなぐまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と調和のとれた緑あふれる住環境の整備や都市機能の充実を進め、「快適に暮らせるまち」を目指します。 ・地理的な特性や地域資源を活用し、新たな魅力や付加価値、産業活力を生み出し、「活力にあふれるまち」を目指します。 ・地域コミュニティの充実や市民活動の活発化を図るとともに、市民と行政による協働のまちづくりを進め、「みんなで築くまち」を目指します。 ・効果的で効率的な行財政運営と、多様化する行政課題に迅速・的確に対応できる組織運営を進め、「信頼に応える行政経営」を目指します。

2 守谷市都市計画マスタープラン（平成 22 年 3 月策定）

（基準年次：平成 17 年， 目標年次：平成 37 年）

（1）目的

「豊かな大地に明日の生活と文化を築くまち」とし、人口フレームを約 77,200 人に設定しています。

守谷駅周辺地区を、広域的な商業、業務、文化、サービス等の機能集積を図る都市中心拠点として位置づけています。

（2）位置づけ

守谷市都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の長期的視点に立って、守谷市の将来都市像を明らかにし、土地利用や都市整備などの都市計画の基本的方針を示すもので、今後の守谷市の都市計画の基本となり、守谷市民と行政が協働で進めるまちづくりの目標となる計画です。

都市計画マスタープランは、全体構想と地区別構想から構成しており、全体構想は、守谷市の行政区域の全域（都市計画区域）を対象とし、地区別構想は、市民の参加を得て検討策定される計画であることから、現在の市の基本的な行政単位を基本とした 6 つの地区として計画しています。

目標年次は、直近の国勢調査が行われた 2005 年（平成 17 年）を基本年次とし、その 20 年後の 2025 年（平成 37 年）としています。

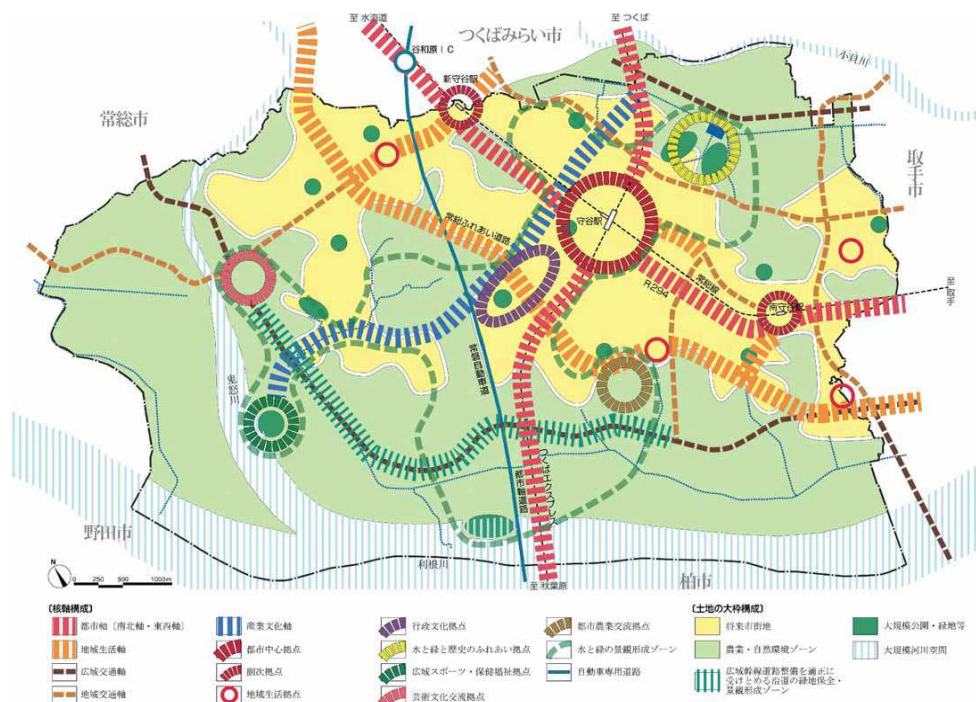


図 9-1 都市の骨格構造

(3) 取り組み方針

表 9-2 計画の目標と具体内容

計画の目標	具体内容
水と緑の環境, 豊かな歴史・風土を残し, 活かして次の世代に継承する	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・農業環境・自然環境及び歴史的環境の計画的な保全と活用 ・快適でうるおいのある都市的土地利用の推進 ・都市中心拠点地区における都市サービス機能配置とにぎわいのある土地利用の実現 ・職住近接の土地利用構造の発展 ・地区コミュニティ単位のきめ細かな土地利用の誘導 ・広域幹線道路の整備と連動した都市的土地利用の推進
美しく相互に調和の取れた都市景観・街並みを形成する	<ul style="list-style-type: none"> ○交通体系整備の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・TX・都市軸道路整備効果の全体都市づくりへの反映 ・守谷駅の交通拠点機能の育成, 向上 ・南北方向の幹線の複線化 ・東西分断の解消 ・地区の生活交通の利便性の向上 ○歩行者・自転車交通空間のネットワーク整備の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・全体として地域の自然と文化にふれあう歩行者・自転車空間のネットワークを形成 ・ネットワークの形成にあたっては, 自動車交通との分離と歩行と自動車交通の融和を図る幅員構成とデザインにより, 安全で快適に通行できる歩行空間の整備を進める ○自然環境の保全と公園緑地の整備の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・都市の環境・景観の骨格を形成する緑地の保全 ・自然環境と調和した緑豊かな市街地の整備 ・緑地の保全・管理への市民参加の促進 ・拠点地区の資源を活かした公園緑地整備 ・適正圏域を持つ住区基幹公園の配置整備
わかりやすい都市構造, 快適で使いやすい都市機能・都市空間をつくる	
安心して暮らし続けることの出来る地域の環境, 社会を築き, 新たな生活と文化を育む	
市民・企業・行政による「協働のまちづくり」を推進する	

3 守谷市環境基本計画（平成12年3月策定）

（計画期間：平成12年度から平成27年度）

（1）目的

「豊かな環境と思いやりの気持ちが継承されるまち・もりや」を望ましい環境像としています。

守谷市環境基本計画は、守谷市環境基本条例に掲げられた4つの理念の実現を目指し、条例第11条に基づいて策定されるものです。

守谷市の環境の特性を踏まえた上で、21世紀の良好な環境を考え、守谷市の環境の保全を市民、事業者、市及び市民以外の者が一体となって、総合的、計画的に推進して行くことを目的としています。

（2）位置づけ

守谷市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

市民、事業者、市の環境に対する共通認識を形成するとともに、各主体がより望ましい環境づくりに取り組むための指針となるものです。

また、守谷市環境基本計画は、環境分野の個別計画を総括するとともに、幅広い分野において展開される各種事業・施策を環境面から望ましい方向へ誘導する役割を有するものでもあります。

守谷市環境基本計画は、21世紀中期を展望した計画として、守谷市総合計画及び守谷市都市計画マスタープランとの関連性に考慮し、2000年（平成12年度）から2015年（平成27年度）までの16年間を目標期間としています。

(3) 取り組み方針

表 9-3 計画の目標と具体内容

計画の目標	具体内容
<p>「豊かな環境」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間社会から発生する物質やエネルギーによって自然の物質循環が損なわれることなく、私たちの子孫たちが、健康で文化的な生活を営むことが可能となる地域環境と地球環境を意味します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・市に住む動植物を守り育てていく ・市全体に自然的環境を広げていく ・歴史的・文化的資産を保全する ○環境を優先する都市空間の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・市内を快適に移動できるようにする ・人と環境にやさしい町にしていく ・町を美しい空間にしていく ○環境にやさしい生活と活動の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの発生量を削減する ・エネルギーを有効に利用する ・安全な水と食糧を確保する
<p>「思いやりの気持ち」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境を理解し、環境を大事にするという行動を通し、循環型社会の実現に向けた行動を継続させていくという気持ちを意味します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○パートナーシップと環境学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の集積と共有化を推進する ・環境への理解と知識を広げるための学習・教育を推進する ・環境に配慮した活動の輪を広げる ・環境の保全を推進する制度を充実させていく ○地球環境問題への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境に目を向けた取り組みを推進する ・地球環境への国際的な協力に進んで取り組んでいく

(4) その他

部門別の取り組み方策を提示しています。

4 守谷市緑の基本計画（平成14年3月策定）

（1）目的

「心やすらぐ緑の守谷」を緑の将来像とし、既成市街地の平地林・屋敷林の保全、新たな緑の整備などから、約37haの緑を確保し、将来の市街化区域（約1200ha）の約11%以上の確保を目指しています。

（2）位置づけ

「守谷市緑の基本計画」は、守谷市が中長期的な目標のもとに策定する、緑とオープンスペースに関する基本計画です。

守谷市緑の基本計画は、樹林地などの緑の保全、都市公園の整備、公共公益施設や民有地の緑化、緑に関する啓発などにかかわる方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に進める上での指針となります。

計画の目標年次は、概ね20年後の平成32（2020）年度としています。

なお、守谷市緑の基本計画は都市緑地保全法第2条の2による「緑の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であるとともに、「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づく基本計画です。

また、守谷市環境基本計画の理念を実現する緑に関する分野別計画となります。

（3）取り組み方針

表 9-4 計画の目標と具体内容

計画の目標	具体内容
豊かな緑につつまれたまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> 公園などの施設や法律・条例等により確保されている緑を、市街化区域の拡大を見込みながら、また市域全体においてもこれ以上減らさないものとし、その割合として市街化区域の約11%（約132ha）以上、市全体（3,563ha）の44%（約1567ha）以上を確保する。 公園や緑地の面積は、市民1人あたり20㎡（現状18.2㎡）を目指す。
多様な緑が息づくまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> 守谷らしさを感じさせる多様な緑を次世代への財産として継承する。 花や緑に彩られた美しい街並みをつくる。 暮らしを支える水と緑のネットワークをつくる。
協力と連携による緑のまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者が参加する緑のまちづくりを推進する 市民・事業者・市が協力し支え合いながら取り組む緑のまちづくりを推進する。

（4）その他

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づく、保存緑地の取得を推進中です。

5 守谷市地域公共交通総合連携計画（平成 21 年 3 月策定）

平成 25 年 5 月にバスルートが再編済みです。

6 守谷市役所地球温暖化防止実行計画（平成 12 年 3 月策定）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされています。

地方公共団体実行計画は、大きく分けて 2 つの部分（「事務事業編」と「区域施策編」）から構成されます。守谷市役所地球温暖化防止実行計画は、地方公共団体実行計画の事務事業編に該当します。

事務事業編は、地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるよう求めたもので、すべての地方公共団体において策定義務があります（地球温暖化対策の推進に関する法律 第 20 条の 3 第 1 項）。

そのため、守谷市は守谷市役所地球温暖化防止実行計画を策定し、各課にエコオフィス推進員を配置し、省エネ行動や燃料使用の節約などを推進します。

実績については、毎年各課から燃料等の使用状況を取りまとめ、守谷市役所全体の CO₂ の排出量を把握しています。

区域施策編は、地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画を策定するものです。都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があり、都市計画や農業振興地域整備計画等は、本計画との連携に配慮することとされています（地球温暖化対策の推進に関する法律 第 20 条の 3 第 3 項、第 4 項）。その他の地方公共団体については、策定の努力義務（同 第 20 条第 2 項）となっているため、守谷市では策定していません。

7 守谷市地域省エネルギービジョン（平成 16 年 2 月策定）

（計画期間：平成 12 年度から平成 22 年度）

地域省エネルギービジョンでは，計画期間終了時の平成 22 年度の省エネルギーの目標を，平成 12 年度比で 7.3%削減と設定しています。

市全体の CO₂排出量を約 53 万 t-CO₂，人口 1 人当りを 8.35 t-CO₂と推計。部門別の方策を提示しています。

8 子ども・子育て支援事業計画

（計画期間：平成 27 年度から平成 31 年度）

子育て世代が求める子育てと仕事が両立できる暮らしについて，どのような施策をするか，方針を定める計画を予定しています。

参考 守谷市低炭素まちづくり計画策定スケジュールと
守谷市低炭素まちづくり計画協議会

